

ひとり親の養育費の確保を支援します

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、支払いは親の義務（生活保持義務）です



親の離婚に伴い、経済的負担を負うひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、養育費を確実に受け取る仕組みを整え、養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的に「清瀬市養育費確保支援事業補助金」を申請に基づき交付します。

※予算の範囲内での補助となるため、年度途中で受付を終了する場合がございます。申請をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

【補助の内容】

- (1) **養育費保証契約締結経費**…養育費保証会社と保証契約を締結する際に要した経費のうち、初回保証料として対象者が負担する経費に対して、実際に要した経費と5万円を比較して少ない方の額。
- (2) **公正証書等作成経費**…養育費に関する公正証書等の作成に要した経費（公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料）で、かつ、対象者が支払ったものに対して、実際に要した経費と4万3千円を比較して少ない方の額。
- (3) **戸籍抄本等取得経費**…家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する戸籍抄本等添付書類取得経費、収入印紙代、連絡用の郵便切手代に要したもので、かつ、対象者が支払ったものに対して、実際に要した経費と7千6百円を比較して少ない方の額。

【対象者】清瀬市に住所を有し、下記に定める事項の全てを満たすひとり親

- (1) 養育費の取り決めに係る債務名義（裏面のよくある質問 Q1 及び Q2 参照）を有している方。
- (2) 養育費の対象となる児童（18歳に達した日以後最初の3月31日までに該当する子ども）を現に扶養している方。
- (3) 民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方（養育費保証契約締結経費のみ）。
- (4) 養育費の取決めに係る経費を負担した方（公正証書等作成経費、戸籍抄本等取得経費のみ）。
- (5) 過去に当該事業による補助金を受けていない方。

【申請方法】養育費保証契約の締結をした日、公正証書等を作成した日又は家庭裁判所の調停申立て及び裁判の日以降6か月以内に申請書に次に掲げる必要書類を添付し、申請してください。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象経費の領収書等の写し
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、判決書、審判書、調停調書、協議書、合意書等債務名義化したものに限る）の写し
- (5) 保証契約書の写し（保証契約締結経費申請の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

※公簿等によって確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができます。

【問合せ・申請先】

清瀬市 福祉子ども部子育て支援課 子育て支援係（しあわせ未来センター1階51番窓口）
所在地：〒204-8511 清瀬市中里五丁目8-42番地
電話番号：042-497-2088（直通）



清瀬市 養育費確保支援

検索

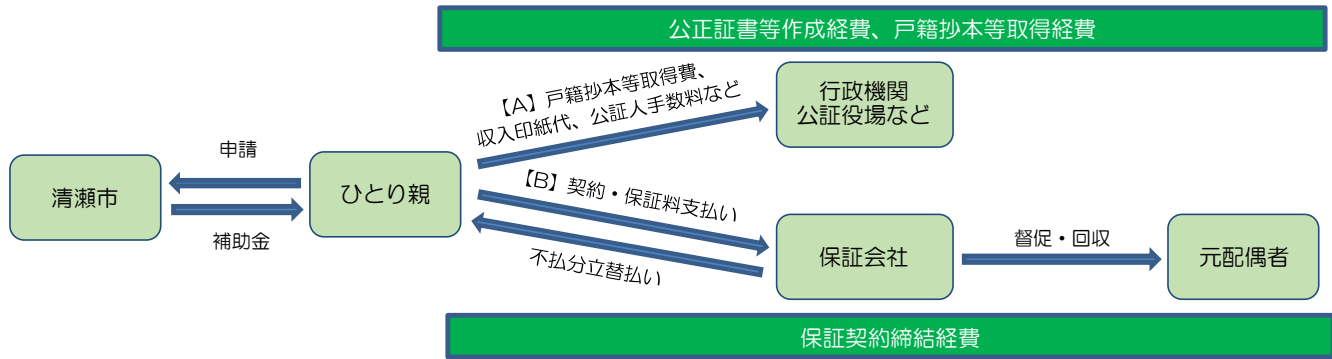
（市ホームページ）



裏面もご覧ください。

【補助金交付の流れ】

◎補助金の交付を受けようとする場合は、下図の【A】又は【B】でかかった経費を申請する必要があります。



【よくある質問】

Q1. 債務名義とは何ですか。

A1. 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決書等のことです。

Q2. 債務名義を取得するメリットは何ですか。

A2. 養育費の取り決めが守られない場合、強制執行の手続きができます。

Q3. 公証役場とは何ですか。

A3. 公正証書の作成などの公証業務を行う公的機関です。中立・公正な公証人が作成する書面を残すことにより、法律的な争いを未然に防ぐことができます。詳しくは、日本公証人連合会ホームページ等でご確認ください。

Q4. 保証会社の指定はありますか。

A4. 指定はありません。養育費の保証契約ができる保証会社との契約であれば対象となります。なお、保証会社の紹介はできませんので、インターネット等でお探してください。

【相談窓口のご案内】

種類・内容	日時・場所	問合せ等
【清瀬市】法律相談（弁護士／面接相談） 夫婦・家庭内の問題、遺産相続、金銭貸借、各種契約、損害賠償などの法律問題	毎月第1～第4 水曜日、 13 時～16 時 30 分 (30 分単位) 生涯学習センター（アミュービル）	対象:市内在住・在勤・在学の方 予約:相談希望月の前月 15 日 (8 時 30 分より) 窓口又は電話で市民協働課 (電話)042-497-1803
【清瀬市】イレック相談／法律相談（弁護士／面接相談・電話相談） 離婚や養育・扶養、遺産相続、労働問題、損害賠償などの法的な対応や手続き	毎月第2・第4 火曜日 14 時～16 時 10 分 (30 分単位) 男女共同 参画センター相談室（アミュービル 4 階）	対象:女性の方のみ 問合せ・予約:窓口又は電話で 男女共同参画センター (電話)042-495-7002 ※予約の方優先。※保育有（要予約）
【清瀬市】母子・父子・女性相談（面接相談・電話相談） 生活一般・家族問題、女性の様々な悩みの相談	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 清瀬市役所	問合せ:生活福祉課生活福祉係 (電話)042-492-5111 (代表)
【養育費相談支援センター】電話相談・メール相談 (厚生労働省委託事業:公益社団法人家庭問題情報センター) 養育費や面会交流の相談	◎平日（水曜日を除く）、10 時～20 時 ◎水曜日（祝日を除く）、12 時～22 時 ◎土曜日・祝日、10 時～18 時養育費 相談支援センター (東京都豊島区西池袋 2-29-19 KTビル 10 階)	養育費相談支援センター 電話:フリーダイヤル 0120-965-419 (携帯電話等からは 03-3980-4108) メール info@youikuhi.or.jp HP:www.youikuhi-soudan.jp/index.html
【東京都ひとり親家庭支援センター はあと】 生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援 (母子家庭等就業・自立支援センター事業) 日常生活や子育ての悩み等の生活相談、養育費・離婚前後の 法律相談、面会交流の支援に関する相談	相談内容により異なるため、ホームペ ージ等でご確認下さい。 東京都ひとり親家庭支援センターはあ と多摩（東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 階 一般財団法人 東京都ひとり親家庭福祉協議会内）	・東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩 生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、 面会交流支援:電話相談・受付 042-506-1182 【問合せ】 (電 話)042-506-1182 (FAX)042-506-1194 (メール)info@haat.or.jp HP:www.haat.or.jp ※面談希望の場合は、要事前問合せ
【日本司法支援センター（法テラス）】サポートダイヤル 法的トラブルや裁判手続き、強制執行手続き等の法的問題 に関する法制度や相談窓口等の情報提供	◎平日 9 時～21 時 ◎土曜日 9 時～17 時 ※日曜日、祝日、年末年始を除く。 日本司法支援センター（法テラス）	日本司法支援センター（法テラス） コールセンター（電話）0570-078374 (PHS・IP 電話からは 03-6745-5600) HP:http://www.houterasu.or.jp/index.html
【日本公証人連合会】 全国の公証役場の所在地等の検索や、公正証書の作成などに 準備する資料・手数料等の情報を掲載		日本公証人連合会 HP:http://www.koshonin.gr.jp
【東京家庭裁判所】 所在地等を調べられるとともに、家事調停の申立てを行うため の手続き、必要書類、費用等の情報を掲載		東京家庭裁判所 HP:http://www.courts.go.jp

※QRコードを読み取る際は、読み取らないQRコードを手や紙などで隠して読み取ってください。

【令和5年5月作成】